

令和4年度福島県犯罪被害者等支援施策推進会議 議事概要

日時：令和4年9月21日（水） 午後1時30分～午後2時45分

場所：福島県庁本庁舎 正庁

1 出席者

(1) 福島県犯罪被害者等支援施策推進会議委員（敬称略） 6名

熊田 真市	ふくしま被害者支援センター	専務理事
酒井 芳子	福島県臨床心理士会	被害者支援委員会委員
生島 浩	福島大学	名誉教授
高橋 有紀	福島大学行政政策学類	准教授
野口 まゆみ	福島県産婦人科医会	会長
宮下 朋子	福島県弁護士会	犯罪被害者委員会委員

※ 関靖男委員（福島県社会福祉協議会事務局長）及び橋本喜人委員（白河市生活防災課長）は、所用により欠席

(2) 福島県

事務局	男女共生課長、男女共生課
関係機関	警察本部県民サービス課長、県民サービス課 教育庁高校教育課

2 男女共生課長あいさつ

生命、身体及び財産の安全は、県民生活の基礎であり、誰もが安心して暮らせる犯罪のない社会の実現は、全ての県民の願いである。

しかしながら、令和2年5月に三春町で発生した故意のひき逃げ事件を始め、思いもよらず、ある日突然、犯罪等の被害者またはその家族等になってしまう痛ましい事案が発生している。被害に遭われた方が、一日も早く安心して日常生活を送れるよう、関係する者が相互に連携協力し、被害者等に寄り添った支援を行うことが求められている。

このような中、県では、犯罪被害者等の支援に特化した福島県犯罪被害者等支援条例を本年4月に施行し、施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和4年度から7年度までを計画期間とする犯罪被害者等支援計画を策定し、関係機関が一丸となって施策を推進していくこととしている。

また、計画の推進・進行管理を行っていくために本会議を設置し、学識経験者を始め、被害者支援に取り組まれている団体、法律、医療、心理、福祉、そして行政と各分野から専門知識や経験を有する方々にお集まりをいただいている。

委員の皆様には、本県の犯罪被害者等支援の更なる充実を図るため、忌憚のない御意見と活発な御審議をお願い申し上げます。

3 委員紹介

初めての会議のため、各委員の紹介

4 議題

(1) 推進会議の設置について

事務局から資料 1 により会議の設置について説明した後、生島浩委員が会長に、高橋有紀委員が副会長に決定した。

(2) 犯罪被害者等支援の取組について

事務局から資料 2-1、資料 2-2 及び資料 3 により、令和 3 年度までの取組及び令和 4 年度事業について、また、意見交換で御意見をいただきたい論点について説明（略）。

(3) 意見交換

(生島会長)

事前の意見ということで、資料 2-3 のとおり、まとめてあるものも含めて委員の方々から御意見をいただきたい。

まずは、私からだが、見舞金等制度について、福島、郡山、会津若松、いわきの 4 市について、いずれも見舞金等の制度ができていない。大きい都市でなくとも三春町のように事件は起きており、事件は県内全域で起きる可能性がある。見舞金等制度については、県がやればよいという御指摘もあるようであるが、市町村も一体となってやっていかないといけないと思う。

資料 2-3 で見舞金等の対象となる主な事件の認知件数について、4 市の状況が記載されているが、県内全体ではどのぐらいの数字になるのか。

(県民サービス課)

この件数については、見舞金等の対象の事件となる主なものとして、殺人、強盗、強姦性交等、傷害、強制わいせつに限って抽出している。また、あくまでも、県内で発生した件数ということで、見舞金等の対象にしている県民の方、被害であるものに限らないことや、県外で被害に遭った場合については計上されていないということが前提ではあるが、令和 4 年 1 月から 7 月末現在の数字で、3,818 件である。

(生島会長)

要するに、これだけの事件があって、市町村で制度が整備されていないと、支給されないリスクがあるということ。やはり、市町村で制度が整備されていないと支給はできないということでのいいのか。

(男女共生課長)

支給の方法としては、県からの補助分のみを市町村を經由して支給してもよいし、そこに市町村分を上乗せして支給してもよいということであるが、運用するに当たって決めておく部分を検討しなければならない。県としても、情報提供など市町村との連携を強めていかなければいけないと考えている。引き続き、市町村に対して、必要性などについて丁寧に説明をしていきたい。

(県民サービス課)

訂正させていただく。先ほど、3,818件と申し上げたが、現在までの刑法犯認知件数の総件数を申し上げてしまった。見舞金等の対象となる先ほど申し上げた主な罪種5種の件数だと、県内全域で約90件である。この会議の間に集計をしたい。

(熊田委員)

3点ほど申し上げる。

まず、罪種でいうと、強盗、強制性交、強制わいせつについては、該当するのが転居費用助成だけとなる可能性が大きい。1か月以上のけがをしないと見舞金は支給されない、つまり、支給対象件数は、非常に少なくなるということ。また、警察への被害届が出ていることが前提となると、強制性交や強制わいせつ、いわゆる性犯罪については、警察に届け出ないことが多いので、ますます支給要件に該当する案件が少なくなってしまう。したがって、見舞金制度の拡大が必要ではないかと思う。

次に、資料3の論点の関係であるが、市町村を巻き込んでやらないと本当の支援はできないと考える。被害者支援センターでポスターなどの配布により広報活動を行うため、市町村の総合的対応窓口で電話をして依頼をする際にも、ぴんとこない市町村が感覚的に3分の2ぐらいあると思う。したがって、市町村が条例を制定して支援の基盤をつくるために、県の支援が必要ではないかと思う。

最後に、11月に市町村総合的対応窓口の研修を予定していると思うが、私も講師として参加しており、過年度の状況だと59市町村全てで総合的対応窓口があるにも関わらず、参加者が非常に少ない。やはり、市町村条例が制定されることによって、少しずつでも窓口が機能するようになれば研修への参加も増えるのではないかと思うし、市町村の中での役割なども整理されていくのではないかと思う。

(酒井委員)

相談を受けている身として、2つほど申し上げる。

一つは、市町村への支援・取組の話である。DVを受けている方が市町村に相談に行ったが、市町村では上手く対応ができない。結論から言うと、その方は、助けてもらえないと思って自分でやるしかないと考えて、本当に悲劇であるが、加害者を刺してしまう。このような事例があった。この方が服役中に面会に行った際に、「SOSを出してもらえたらよかったのにな。」と言ったら、「私は出していた。」と強く言われたことがあって、ショックを受けて帰ってきたことがあった。やはり、被害をどのように扱ったらいいか、また、どの相談につないであげたらいいのか、そこをきちんとしないといけないと思っている。私は病院に勤めているので、一般の方々と話をする機会が多いが、市役所、特に近くにある支所でも、相談できる体制が本当は必要ではないかと思う。

一方、被害者支援センターに来る相談内容を見ていて、市役所で被害者支援センターを紹介するという形があり、この形はすごくよいと思っている。いろいろ連携していければいいと思うが、しっかりと相談を受けるといった姿勢をやはり基

本的に身に付けていただきたいと思う。

もう一つは、相談内容についてである。県警で被害者支援がスタートした時から関わっているが、相談内容が複雑化しており問題がとても難しくなっていることを実感している。長期間で家庭内での性被害が、それをどこにも相談出来なくて、それを電話だから話してみようかということにつながったとか、そういう相談が入ってくると1回の相談やカウンセリングで完結するものではない。

やはり、相談を受けた後に市役所と連携しなければならないとか、警察と連携するとか、そういうチームでケース検討会を行うことが必要になると思っている。今、相談が病院につながって、そして精神科につながって面接で関わると、本当に長期戦だなど思うことがある。そして、その途中途中で、どのように調整していくかということまで入ってくるので、1回の面接で終わるような内容でないものが相談としてあり得るようになってきたのだと思う。

(宮下委員)

まず、見舞金制度等についてである。今年度からの制度で支給実績はまだないということで、熊田委員からは、対象存在についても少ないのではないかと御指摘があったかと思うが、転居費用については、対象となる案件がもう少し多いのではないかと考えている。実際に結構多いのが、性犯罪の相談を受ける際に生活について困っているということで、法テラスを通じて、相談に来る方が多いが、行政の窓口はどちらですか、というような話もある。どちらかということ市町村なのかもしれないが、そういう方たちのニーズを拾っていく必要があるのではないかと感じている。

一方で、見舞金等の制度を対象となる本人たちが知っていたら、遠慮することなく使えるのではないかと考える。その辺について、県警を通じてなのか、その他の機関でもそういう制度があるということを周知していく必要があると思うし、県でもやっていく必要があるのではないかと考える。

最後に論点2の市町村への取組の普及についてのところで、条例と見舞金等制度をつくったのが記載の4市町村ということであるが、市町村に条例があれば、これをやらなきゃいけないんだということが分かるし、その辺は弁護士会も一緒になって、働きかけてつくっていく必要があるのではないかと感じた。

(生島会長)

市町村によってばらつきがあるのが自治体としてはいけないこと。例えば、同じ被害に遭って、大きな事件だと市町村が違う場合もあるため、そういう場合に、あそこでは見舞金がもらえるけど、こっちではもらえないと。そうするとまさに、安全・安心の部分に響いてくる。

(野口委員)

まず、見舞金等制度について、市町村に制度がなくても、県の補助分だけでも支給できるという理解で良いのか。

次に、性犯罪被害であるが、今、国における強化期間が、今年度最後ということで、非常に力を入れていただいている。本県でも、ようやく24時間365日のワンストップのような形がとれそうな感じにはなってきている。国のコールセンターを利用してということではあるが、国のコールセンターがなくなることはないのかを非常に心配している。もし、国はもうやめます、各都道府県でしっかりやってくださいとなったときに、どうするのかを非常に心配している。福島県の中に国のコールセンターの代わりになるものをしっかりつくっていかなければいけないということを感じている。

それから、これは医療者側の問題でもあるが、性被害に対する制度そのものがなかなか周知されていない。性被害を受けた方々は、警察に届けて、公費負担制度を利用するということがなかなか上手くいかないことも多く、県での性犯罪被害者に対する支援は助かっているが、県内のどこの市町村でも起きる可能性があるわけで、私の仕事として、医療機関も含めて、こういった制度の周知についても広げていかなければいけないと考えているところである。

(男女共生課長)

見舞金等については、県から市町村に補助をして、市町村から被害者の方に支給いただくことになる。現在、制度を整備している4市町村は、県から補助をして、市町村でも自分のところのお金を上乗せして被害者の方に支給をするという形になっている。昨年度お話ししていたのは、市町村で自分の上乗せがなくても、県の補助金の分だけを被害者の方に支給するというやり方でも可能であるという内容だったと思う。したがって、市町村において見舞金等の制度がないところについては、支給が出来ないというのが現状である。

(熊田委員)

ワンストップについてのコールセンターの件は、野口委員が心配しているとおりである。ワンストップ支援センターの拠点ができるまでの間は、国のコールセンターでというのが内閣府の考えだと聞いている。もし、国のコールセンターがなくなったときにどうするのかについては、県の考えについて私も聞きたいところである。

まずは、SACRA ふくしまでの緊急時対応、要は運用時間外の緊急対応に関しては、10月1日から始めることで進んでいる。緊急対応していただける医療機関等については、個別に訪問をして確認を取っているところである。

(男女共生課長)

性暴力被害のコールセンターの対応であるが、今は夜間休日のコールセンターを国で設置していて、そのコールセンターを利用している状況である。これがいつまで続くのか、コールセンターを各都道府県でやる形になったときどうするのかは、考えていく必要がある。もちろん、福島県内に県独自のコールセンターをつくっていくことも理想の形ではあるが、国のコールセンターも国の職員が直接受

けているわけではなくて、民間の事業者に委託をしていて、そういう相談の蓄積のある事業者にコールセンターを委託するというのも方法の一つである。そうしたことを考えながら、相談の窓口をしっかりと整えていきたいと思う。

(高橋委員)

論点1のところ、令和4年度の実施は、どちらかという一般的な普及啓発という部分が中心なのかと思うが、やはり支援を最も必要としている当事者の方により届くということが必要になってくると思う。先ほどから話に出ているように、使える制度があるにも関わらず、なかなかその周知がされていないということは、被害者の方と接する司法関係の方、医療福祉関係の方などを通じて、この市町村にはまだ条例がないが、県に問合せしてみることができないのではないかなというように対応をとれると思うので、最も必要としている人に支援が繋がる情報の発信や情報の共有が必要になってくるのではないかなと思う。

また、相談支援体制については、野口委員や熊田委員からも話があったが、やはりワンストップの拠点型の支援の仕組みは、来年、再来年度も見越して設置を検討していくことが必要になってくると思う。電話だけだと、どうしても対応するのが難しい部分があると思う。特に、性被害に遭われた方の中には、早期に医療機関につながらないといけない、また、性被害に関わらず身体的な傷害等の事件についても、早期に医療機関や心理の専門家につながらないといけない事案も多くあると思う。そうした時に、自分1人では病院に行けないという人もいると思うので、対応できる人がいる拠点型の仕組みを、県で直轄にするのか、どこかの団体に委託するのかなど、様々な方法があるかなと思うが、検討していくことが大切になってくると思う。

また、論点2の市町村への実施の普及という部分がやはり非常に大事なところかなと思う。4月に知床の観光船の事故があったが、役場の方が率先して記者会見の仕切りなどをされていたことが印象に残っている。その町に犯罪被害者等支援計画があるのか調べたらなかったが、役場では知恵を絞って現場の対応をされているということで、斜里町は恐らく小さな町だと思うが、どれだけ市町村の方が、被害に遭われた住民の方や自分の町で起きた事件・事故に巻き込まれた方に寄り添っていくかという姿勢がすごく大切なことだと思うので、その辺のイメージを持っていただけるような働きかけが必要になってくると思う。オレンジ色の県条例のリーフレットを見ると県内の全ての市町村に相談窓口があることになっているにも関わらず、熊田委員からも研修に必ずしも全ての市町村が来ない、といった指摘があったが、オンラインなど様々な方法があると思うので、各市町村に条例や見舞金等制度の趣旨や普及を呼びかけていくこと、また実際の動きの部分についての必要性や具体的にどんなことをしているのかについて、関心を持ってもらうことが大切ではないかなと思う。

(生島会長)

皆さんありがとうございました。

最後に、この会議は、今年度はこの1回で終わりということか。

(男女共生課長)

この会議については、年に1回の開催と考えている。今回は、令和4年度の事業についての説明であったが、来年度は、前年度の実績の部分と当該年度の計画について御意見を頂戴して、次年度の事業を構築していくサイクルで考えている。案件によっては、個別にいろいろ御意見を頂戴する機会も考えていきたい。

(生島会長)

事件が起こってからでないとは是正されないでは困る。そうであってはいけないが、被害が起こらないと予算が付かない、適正な条例の運用がなされないといったような状況にならないようにしていかなければならないと強く思う。

それでは、事務局にお返しする。

(男女共生課長)

貴重な御意見ありがとうございました。犯罪被害者の方に活用していただける、活用しやすい制度ということで、この会議に参画いただいている皆様を始め、関係機関との更なる連携が必要であると思う。また、住民の生活の場である市町村でも対応ができるように、県から様々な情報提供や働きかけを重ねていくことが重要だと考えている。そういった取組を重ねながら、今年度スタートしたこの制度を充実したものにしていきたいと考えているので、引き続き、御指導をよろしくお願いしたい。

(県民サービス課)

先ほど、見舞金等の対象となる主な罪種5種の県内全体の件数を約90件と申し上げていたが、集計ができ、令和4年7月末現在で124件であった。

以上